

「第4期久留米市障害者計画（案）」及び「第7期久留米市障害福祉計画・第3期久留米市障害児福祉計画（案）」に対する意見及び意見に対する市の考え方

資料1

別紙

第4期久留米市障害者計画（案）

第1部 計画の概要

No.	部	章	ページ	意見の概要	区分	市の考え方
1	1	2	8~10	<p>2. 障害者の動向</p> <p>表に性別・年齢別を付記する。</p> <p>(理由) 細かく分析することで課題が見えてくると思います。</p>	計画案を修正	<p>ご指摘を踏まえ、各種障害者手帳（身体・療育・精神）、特定医療費（指定難病）受給者証所持者の令和4年度末における性別・年齢層別の所持者数を集計し、追加いたします。</p>
2	1	2	11	<p>第2章「アンケート」の数値が抽出調査は「サービス見込量試算」に使用されていると推察します。</p> <p>SDGsの「誰一人取り残さない」スローガンがあるにも関わらず、抽出調査をとるのはなぜですか。</p>	計画案どおり	<p>アンケートは各施策を進めた成果について、当事者意向を統計学的手法を用い、最低必要数以上を調査することで、全体の評価を行うために実施しており、サービス見込み量の算出には使用しておりません。</p> <p>なお、サービス見込量は、全サービス毎に利用実績を根拠に推計しています。</p>
3	1	2	17	<p>4. 第3期計画の進捗と課題 (3) 各分野の課題 5 療育・保育・教育の2行目</p> <p>「…障害のない子どもとともに受けることができる仕組みが必要であり、」にの後に「現在の特別支援学級のあり方も見直す時期にきています。」を挿入する。</p> <p>(理由) 現在はどの学校・学年にも特別支援学級がありインクルーシブ教育と逆行していません。安易に支援学級を増やす必要はないと考えます。</p>	計画案どおり	<p>法令及び国通知に基づき、子ども一人ひとりの状態や特性に応じた学びに努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

第2部 計画の基本的な考え方

No.	部	章	ページ	意見の概要	区分	市の考え方
4	2	2	21	<p>「第2章計画の進行管理」の「5. 重点施策の設定」に「虐待防止の推進」を追加し、虐待防止の推進を重点施策にすること。</p> <p>(理由) 「障害”虐待”追跡施設で何が」は2023年6月23日NHK福岡「追跡!バリエーション」のコーナーに寄せられた投稿です。 内容は久留米市の障害者施設で起きた利用者に対する拘束・監禁、暴行です。2017年には女性利用者に対するワイセツ行為もありました。 これは、氷山の一角ではないでしょうか。全国的にも障害者虐待は年々増え続けています。 さらに、市が指定している施設で虐待があったということを全然わからなかったでは、すまされません。指導やチェックも必要です。虐待防止は個別施策と言われるかもしれませんが、内容は重く、命に関わることです。</p>	計画案 どおり	<p>ご指摘のとおり、障害者虐待防止は重要な施策であると認識し、未然防止及び即時対応を徹底し取り組んでいます。一方、計画上の重点施策は、第3期障害者計画での施策の進捗や課題、障害者（児）生活実態調査報告書から見られた課題を整理し、重点的に取り組む項目として設定しております。 今後も、障害者虐待の防止のため、24時間365日の虐待ホットラインの運用、障害福祉サービス事業所等への研修、実地指導時の個別の助言指導を徹底し、未然防止及び即時対応に取り組めます。</p>
5	2	5	25	<p>「第5章施策の体系」の生活支援の施策区分に（10）高齢障害者を入れる。</p> <p>(理由) 市の障害者が高齢期を迎えた時の施策を実施することで、「暮らし続ける」の意味が完結すると考えます。</p>	計画案 どおり	<p>制度上では、65歳を迎えると障害福祉サービスから介護サービスを優先することになり、障害福祉で利用できたサービスと異なる部分があることで、日常生活に影響があるという状況は把握しております。 全国で統一された運用であることから、やむを得ない状況ではございますが、久留米市では介護サービスにないサービスは障害福祉サービスを利用していただくなど、柔軟な運用を行うことで、介護保険課と連携して取り組み、適切なサービス提供の推進を図っております。 高齢障害者への福祉は、高齢者福祉の分野で実施することを基本としつつも、可能な限りの制度の運用により、安心して暮らし続けられるよう、今後も取り組めます。</p>
6	2	6	26	<p>成果指標について、総合成果指標のパーセントについては大いに疑問があります。この数値の内容は久留米市にのみ住んだ方が、何と比較した結果なのでしょう。いくつかの土地で住み、暮らしてきた時始めて久留米市の評価が可能になるはず。改めて、この数値は疑わしく、エビデンスに欠けているのではないのでしょうか。もっと具体的に根拠を示してもらいより現実的ではなかったのでしょうか。</p>	計画案 どおり	<p>総合成果指標は「久留米市新総合計画第4次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、本計画の基本理念の達成度を測るための指標として設定したものです。 指標の実績値は、市民意識調査において市民の皆さまが久留米市に住み、生活される中で感じられている久留米市の「住みやすさ」と「愛着度」について回答したもので、そのうち世帯の中に障害者手帳を持っている方を抽出により集計しているものです。</p>
7	2	6	26	<p>「総合成果指標」の住みやすさ・愛着度が8～9割という高さに疑問を感じます。住みやすさは他の自治体に居住経験があり比較して初めて回答が可能で「久留米市しか知らない」方がいれば有効回答ではなく、ある種のミスリードに繋がりがねないと考えます。</p>		

第3部 計画の展開

No.	部	章	ページ	意見の概要	区分	市の考え方
8	3	-	37	<p>2. 防災対策の推進【重点施策】 ≪現状と課題≫ 8行目「・・・障害に応じた対応を受けられるか、」の後に「性犯罪などに巻き込まれないかなど・・・」を挿入。</p> <p>(理由) 避難所では障害を持つ女性は特に犯罪被害者となりやすいので、環境整備が必要です。</p>	計画案 どおり	<p>ご指摘の箇所には、障害者（児）生活実態調査報告書による調査結果を記載しております。 ご意見を参考に今後も市の防災体制の充実・強化に努めてまいります。</p>
9	3	-	38	<p>(2) 防災対策の推進 施策番号50「障害者等の避難場所の確保」の施策内容の4行目「・・・その実効性を高めます。」の後に「また、その福祉避難所を利用している要介護高齢者や障害のある方は、福祉避難所を第一次避難所として利用できりようにします」を挿入。</p> <p>(理由) まず第一次避難所に行き、そこから福祉避難所に行くなど障害者には無理です。</p>	計画案 どおり	<p>久留米市では、福祉避難所を、大規模災害などで避難が長期化する恐れがある場合に開設する二次的な避難所と位置付けています。 特別な配慮が必要な方について、避難所に設置した福祉スペース等を活用し、本人の状態等に合わせた対応を行っております。また、必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所等で対応しております。 ご意見を参考に今後も市の防災体制の充実・強化に努めてまいります。</p>
10	3	-	44	<p>施策番号69「障害児放課後対策事業の充実」の施策内容の4行目「・・・検討していきます。」の後に「また、放課後デイサービスの施設・指導内容が適正かどうか市として監視します」を挿入。</p> <p>(理由) 事業者による放課後デイサービスの施設が多く、支援内容も適切でないものが見受けられるからです。</p>	計画案 どおり	<p>令和6年度の報酬改定では、放課後等デイサービスの見直しがなされ、サービス内容について改定がなされる予定です。新たな基準に基づき、適切な運営となるよう指導してまいります。 共に過ごす、共に育つことができる地域となるよう、当事業の推進に努めてまいります。</p>
11	3	-	53	<p>施策番号98「市営住宅申し込みの優遇」の施策内容の2行目「・・・を行ないます。」の後に「また、エレベーター付きの市営住宅の募集を増やし選択肢を増やします」を挿入。</p> <p>(理由) エレベーター付きの市営住宅が少ないので、希望者が殺到してなかなか入れないのが現状です。</p>	計画案 どおり	<p>ご指摘のとおりエレベーター付きの市営住宅は希望者が多い状況にあります。 募集を行う際は障害者世帯や高齢者世帯に配慮した物件を充てるように工夫しております。 いただいたご意見は今後の市営住宅管理運営の参考とさせていただきます。</p>
12	3	-	61	<p>施策番号132「各種相談機関の連携強化」の所管部署に「協働推進部 男女平等推進センター」を追加。</p> <p>(理由) センターは女性専用の相談を受けているが、障害女性の相談は少なく、障害女性は性犯罪など多種の犯罪被害を受けやすいです。専門性を持つ相談機関と連携する必要性は大きいため、追加してください。</p>	計画案 を修正	<p>各種相談機関の連携強化についての取り組みであることから障害者福祉課を所管部署として記載しております。 また、現在でも同様の相談窓口として各相談窓口と連携して取り組んでいるところです。今後も相談内容に応じて、必要となる連携先と密に連携し取り組んでまいります。 相談機関が多様にあることから、「ほか相談機関」と追記いたします。</p>

その他

No.	部	章	ページ	意見の概要	区分	市の考え方
13	-	-	-	<p>発達に悩みのある保護者の方がどこに連絡をしていいのか。 市役所に問い合わせをしても「ここでは受け付けていない」と言われ、悩みがそのままになっている状態があります。 児童発達支援という療育の場があることをもっと認知できる広場や告知をしていただくと1人でも多くの保護者が助けられると思います。</p>	計画案 どおり	<p>障害の早期発見・療育の充実に向け、専門的な支援が必要と思われる子どもについて、各種相談事業の案内や相談窓口の紹介など相談や支援のつなぎに取り組んでいます。 記載いただいた件については、事例として真摯に受け止め、相談窓口の周知、窓口間の連携に取り組めます。</p>
14	-	-	-	<p>「障害者の養護者に対する支援」を「明文化」した施策を障害者計画に含むべきと考えます。</p> <p>(理由) 障害者虐待防止法は、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」なのですが、「障害者の養護者に対する支援等」に対しては、第4期障害者計画の中で位置づけが不十分であるように感じるからです。 特に、親兄弟への支援は強化していただきたいところです。 親兄弟は、虐待の加害者でもあり同時に、虐待に関する相談相手でもあることが実態調査で示されています。 このため、親兄弟（ヤングケアラーも含む）に対する啓発の強化、相談窓口の周知、ぐちを吐ける仲間同士の支え合いなどをしていただきたいです。</p>	計画案 どおり	<p>当事者家族に対する支援の必要性は認識しております。特に重度な障害を持つ方のご家族が、介助等に大変ご苦労されている状況があります。行政による公的な支援として障害福祉サービス、地域生活支援事業の活用による負担軽減を今後も推進します。 また、相談窓口の充実や啓発事業など、当事者及び当事者を支援する団体等と連携し取り組みます。 当事者ご家族の支え合いも重要と考えており、団体の取り組みを周知するなど努めます。</p>
15	-	-	-	<p>権利擁護の推進（サービスおよび計画に落とし込みにくい分野）を検討してもらいたいと思います。 特に権利学習の具体的内容について踏み込んだ施策をお願いします。</p> <p>(理由) 障害者の中には、金銭感覚の学習の機会に乏しく浪費してしまう者、性教育を受けず、自らの健康を損ない、結果として他社に感染症を移してしまう者もいたりします（もちろん、障害者に限ったことではありませんが）。 そのため、問題が発生してから対応が繰り返されています。 また、政治に関心を持たず、選挙権を行使しない者もいます。 このままでは、この問題は放置されていくことが予想されますので、検討をお願いしたいです。 説明会では出前講座を行うとのことでしたが、 1) 金銭管理に関する講座 2) 性教育講座（男女平等、感染症の分野でカバーできない部分） 3) 選挙などの国民の権利・義務の大事さ の内容を含んでいただきたいと思います。 また、少なくとも、サービス事業者には、出前講座等を活用した権利学習を利用者に対して行うよう、周知を図っていただきたいです。</p>	計画案 どおり	<p>いただいたご意見を参考に権利学習の出前講座の内容について検討を進めたいと思います。 また、サービス事業者への周知につきましても併せて取り組みます。</p>

No.	部	章	ページ	意見の概要	区分	市の考え方
16	-	-	-	<p>先日、市内の子ども食堂に伺う機会が有り、責任者の方と、いろいろお話をしたところ、(5) 障害福祉サービスの現状に、最も近いと思われる内容について、意見が出ました。ヤングケアラーが多く存在しているとのことです。</p> <p>親、配偶者に限らず、様々なケースが存在し、子どもたちに、その自覚がなく、様々な面で支障が出ています。</p> <p>障害のある家族に、しっかりと権利学習の機会が与えられているのでしょうか。</p> <p>まだまだ先のビジョンが見えてこないというのが現状ではないのでしょうか。</p> <p>説明会の参加者が意外にも少なく残念に感じました。我々、市民は市民として説明を受け、学ばなければならないと考えます。</p> <p>また、コメントの提出期限が少々、短いのではないかと感じます。</p> <p>もう少し熟慮して、コメントを作成したかったと思います。</p>	計画案 どおり	<p>ご指摘のとおり、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。</p> <p>ご意見を踏まえ、権利学習の機会が、より充実するよう努めます。</p>
17	-	-	-	<p>ノーマライゼーションの視座から、今まで「権利の主体であること」を学ぶチャンスがなかった方たちに、「意思決定できること」を伝えても混乱するだけです。</p> <p>「自分で選択できること」を支援し、自己肯定感を育てるならば、健常者も障害を抱えている方も一緒に自己決定の権利を学ぶ必要があると思います。</p>	計画案 どおり	<p>ご意見を参考に取り組みの推進に努めます。</p>
18	-	-	-	<p>社会的障壁について</p> <p>障害のある方が交通手段難民と感じられており、タクシーでの利用の際、行先などドライバーにうまく伝わらないことや、手帳を提示する場面では差別的声掛け（反応なく確認したり、無視する方も中にはあり）支援の中では様々な場面が確認されています。これはヘルパー支援の移動支援や通院等介助の場面で確認されていることです。</p> <p>相談窓口があってもなかなか勇気がなく難しいことも多いようです。タイムリーに相談できる窓口があると良いとも思います。</p> <p>社会全体に認識の輪を広げていくには何か方法はないのでしょうか。</p>	計画案 どおり	<p>社会的障壁の除去は、先般制定された「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」にもあるように、行政と事業者が取り組むべき課題と認識しております。</p> <p>市では今後、相談しやすい窓口となるよう、当事者団体等とも連携して相談体制の充実を図り、かつ様々な分野の事業者へも理解が広がるよう取り組みます。</p> <p>ご記載の事例については、今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>
19	-	-	-	<p>条例の合理的配慮の様に、“絵”があると分かり易かったので、もっと絵があると見たいと思うし、分かり易いと思う。</p>	計画案 どおり	<p>表現にあたっては、可能な限り、わかりやすい表現となるよう努めてまいります。</p>
20	-	-	-	<p>横文字が入ると分からないので、分かり易い日本語や言葉を使って欲しい。</p> <p>説明して欲しい。(SDGs、パブリックコメント、アクセシビリティ、レスパイトケア、インフォーマル)</p>	計画案 どおり	<p>ご意見を踏まえ、わかり易い計画となるよう、必要な用語解説を付します。</p>
21	-	-	-	<p>尊厳の意味が分からない。</p>		
22	-	-	-	<p>ITと言われるが、自分は、スマホもパソコンも持っていない。テレビ画面も疲れやすいのでITが苦手な人はどうなるのか。今後もこうやって顔を合わせての説明はしてもらえるのでしょうか。</p>	計画案 どおり	<p>計画など必要に応じて説明会を実施するよう努めてまいります。</p>
23	-	-	-	<p>差別を受けたり、嫌な思いをした時は、職員さんに相談すると市役所に一緒に言って話せる場を作ってもらえるので、もっと広めたらいいと思います。</p>	計画案 どおり	<p>差別相談に関する周知に関しては、広く認知されるよう今後も引き続き周知活動に努めてまいります。</p>

第7期久留米市障害福祉計画・第3期久留米市障害児福祉計画（案）

第2部 令和8年度（2026年度）に向けた目標の設定

No.	部	章	ページ	意見の概要	区分	市の考え方
24	2	1	5	<p>地域生活支援の充実 ① - 1 地域生活支援拠点等の整備：設置済 「福祉サービスを使っていない障害者に対しては、緊急24時間対応体制を検討します。」を末尾に追加する。</p> <p>（理由） 地域生活支援拠点の対象者はほとんどが指定相談支援事業所や機関相談支援センターが支援している障害者です。受給症を持っている障害者に対しては平常時に緊急を備えましょうが現在の久留米市の対応です。しかし、それ以外の障害者が多数います。その方たちが障害の急変や介護者の急病、家族からのDV等の緊急事態が起きた場合に対する対応ができていません。夜間、休日の相談窓口もありません。八女市では拠点の専門職員がいます。緊急24時間対応を検討してください。設置済ではありません。</p>	計画案 どおり	<p>地域生活支援拠点では、緊急事態に備えた支援方法をあらかじめ構築し、緊急事態が発生した際に迅速な対応がとれるようにすることで拠点の整備を行っております。一方で、対応できる対象者が限定的となっております。ご指摘も参考にしながら緊急対応ができるような拠点となるよう推進してまいります。</p>
25	2	2	15	<p>放課後等デイサービスの2行目「…社会との交流の促進などの支援を行います」を「…社会との交流促進、保護者からの相談など支援・研修を行います」に変更する。</p> <p>（理由） 家族が放課後等デイサービスにお迎えに行ってもただ子どもを渡されるだけで、相談などができるような状況ではない施設もあります。放課後等デイサービスの基本的役割には保護者支援があります。 また、市内の事業者数が増えている一つの理由は福祉の知識がなくても参入できるからです。そのため、虐待の事例もありました。「合理的配慮」「権利擁護」ということもよく理解できていない方が、担うようになりました。さらにテレビを見せるだけで個々の子どもの状況に 応じた発達支援が見受けられない施設もあるようです。研修を盛り込んでください。</p>	計画案 どおり	<p>事業所を訪問しての現地指導等を通して、適切な支援を行うよう適宜指導をしているところです。 また、同様に「合理的配慮」や「権利擁護」の考え方についても、集団指導等を通して新規参入者を含む事業者にも周知し、事業所内での周知を進めています。 今後も、より理解が広がるよう努めてまいります。</p>
26	2	2	15	<p>居宅訪問型児童発達支援の（確保のための方策）3行目「…需要が大きくなることがあれば、」を削除する。</p> <p>（理由） 市外の施設を活用することは、保護者にとって負担が大きくなっていますので、市内の開所に向けて検討してください。</p>	計画案 どおり	<p>通所ができない障害児に対する支援は重要だと考えています。現状、市外の当該施設の利用者がいない状況にあります。 今後、需要の把握の仕方を検討いたします。</p>
27	2	2	15	<p>医療型児童発達支援の（確保のための方策）3行目「…需要が大きくなることがあれば、」を削除する。</p> <p>（理由） 上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童の保護者の負担ははかり知れません。市外の施設を活用することはその負担をさらに大きくすることになります。また、地域からはより離されます。市内でのサービスを受けられるよう検討をお願いします。</p>		